

長尾光明さんの「多発性骨髄腫」労災認定を求める全国署名 趣 意 書

石川島プラント建設元社員・長尾光明さんはベテラン配管技術者として全国各地の製鉄所、発電所、化学工場などの工事に従事しました。その中で、1977年10月から1982年1月まで、福島第1原発、新型転換炉ふげん、浜岡原発で補修作業に従事し、放射線管理手帳の記録によると合計70ミリシーベルトの放射線被曝を受けました。1986年1月に定年退職したあとの平穏な生活を「多発性骨髄腫」（白血病類似の血液ガン）が襲いました。多発性骨髄腫による病的骨折に対する手術を受けるなどして、現在に至るまでつらい闘病生活を余儀なくされています。

長尾さんがようやく労災請求することができたのは昨年11月でした。役所に相談しても要領を得ず、自宅の近くの労働基準監督署に電話をかけても、労災請求への道筋をつけてもらえませんでした。医師たちにも訴えましたが、残念ながら理解されることなく貴重な時間が空費されました。長尾さんは現在、厳重な医療監視下で治療を続けていますが予断は許されない病状です。ようやく行われた労災請求であるという切実さを私たち自身がしっかりと受け止め、労災請求を受け付けた厚生労働省に一日も早く労災認定をするように求めています。

長尾さんと一緒に労災請求を準備する中でわかったことは、長尾さんが直感した通り、発症した多発性骨髄腫が長尾さんの放射線被曝と因果関係があるということでした。まじめに仕事を勤め上げ、そのために被曝し、それが原因と考えられる疾病を発症し、長期間この病気と闘うことを余儀なくされた長尾さんへの労災適用が、今さらできないようなことが決してあってはならないと私たちは思います。

- (1)長尾さんの被曝線量が、記録された外部被曝線量において、労災認定基準（「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」基発第810号1976年11月8日）に規定された白血病の認定基準線量の3倍に達していること
- (2)多発性骨髄腫が白血病と類似の骨髄の癌（血液の悪性疾患）であること、多発性骨髄腫が放射線起因性の疾病であること（たとえば、すでに原爆症の認定疾患とされており2002年までの10年間に限っても17件認定されています）
- (3)国内外の疫学調査によって放射線被曝と多発性骨髄腫の関連が明らかであること

以上から、すでに労災であることは明らかです。

さらに、長尾さんの被曝の大部分を占める福島第1原発において、長尾さんの就労期間を含む時期にプルトニウムを主体とする深刻なα核種汚染があったことが内部告発によって明らかになっています。長尾さんにとってもまさに寝耳に水のことでした。内部告発情報から、当時、福島第1原発に就労した多くの労働者が内部被曝の危険に曝されていたことが具体的に推定でき、これを加えると長尾さんの場合、記録された外部被曝線量70ミリシーベルトを上回る被曝を受けていたと考えられます。放射線被曝と多発性骨髄腫発症との因果関係はさらに明らかであるといえるのです。

私たちは定検工事元請会社である東芝、親会社の石川島播磨重工業、直接の雇用者の石川島プラント建設、そして東京電力が、事実を明らかにすると同時に、長尾さんの労災請求についても協力するべきであると考えています。長尾さんは全造船機械労働組合神奈川地域分会（横浜シティユニオン）に加入し、労働組合は東芝等3社に誠実な話し合いを求めています。

現在、厚生労働省は、長尾さんの件を労災として認めるかどうかの専門家検討会を招集し、10月23日に第1回目の会合を行い、審理は大きな山場を迎えています。労災認定されるべきことは明らかですが、実際にそうなるかどうかは、「労災認定せよ」という声をどれだけ多く厚生労働省にぶつけていけるにかかっています。

全国署名運動への皆さんのご協力をどうかよろしくお願い申し上げます

2003年11月

長尾光明さんの労災認定をかちとる会

（責任団体）原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、関西労働者安全センター
全造船機械労働組合神奈川地域分会（横浜シティユニオン）

（事務局・連絡先）

関西労働者安全センター

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町 1-2-13-602

電話 06-6943-1527 F A X 6942-0278

原子力資料情報室

〒164-0003 東京都中野区東中野 1-58-15 寿ビル 3 階

電話 03-5330-9520 F A X 5330-9530

厚生労働大臣 殿
富岡労働基準監督署長 殿

原子力発電所で被曝した

長尾光明さんの「多発性骨髄腫」労災認定を求める全国署名

長尾さんは東京電力福島第1原子力発電所などの定期検査において4年4ヶ月間で70ミリシーベルト（年平均16ミリシーベルト）の被曝を受けました。その結果、白血病と同じ血液のガンである「多発性骨髄腫」を発症しました。多発性骨髄腫と放射線被曝との関係は明らかであるとともに、年16ミリシーベルトという数字は白血病の労災認定基準の約3倍にも達しています。

私たちは、長尾さんの労災請求に対して、一日も早く業務上疾病として支給決定が行われることを求めます。

氏 名	住 所（都道府県名からご記入ください）
取り扱い者（団体名）	

【署名一次集約】 2004年1月31日 【二次集約】 2月29日

長尾光明さんの労災認定をかちとる会

（責任団体）原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、関西労働者安全センター
全造船機械労働組合神奈川地域分会（横浜シティユニオン）（・・・事務局）

- 集まった署名用紙は以下にお送りください。
 - ・ 原水爆禁止日本国民会議 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館 5 階
電話 03-5289-8224 F A X 5289-8223
 - ・ 原子力資料情報室 〒164-0003 東京都中野区東中野 1-58-15 寿ビル 3 階
電話 03-5330-9520 F A X 5330-9530